

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

身近な人があなたの 気づきを待っているかも



高齢者・障がい者・認知症など、判断力が不十分なことで、不要な契約をしてしまうなどの消費者トラブルに巻き込まれてしまうことがあります。

【事例1】本人からの相談

事業者から「不要な洋服を買い取る」と電話があり、来訪を依頼した。来訪した事業者に「貴金属はないか」と何度も要求され、売るつもりがなかったアクセサリーなどを買い取られてしまった。



◆購入事業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買取り対象以外の物品の売却を求められません。「貴金属はないか」など、当初と違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。

【事例2】グループホームの職員からの相談



軽度の知的障害のある利用者から「SNSを通じて知り合った男性から、お金儲けに関する情報を得るためには26万円が必要だと言われ、クレジットカードを作り事業者へ支払った」と聞いた。

◆簡単に儲かる話はないこと、SNSを通じて知り合った相手からの話ほうのみにしないよう伝え、ご本人の気持ちを尊重しながら、身近な消費生活相談窓口にご相談するよう勧めましょう。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は
消費者ホットライン

い や や
局番なし 188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら



高齢者・障がい者の周りの皆さまへ 消費者トラブルを防ぐ見守りポイント

- 見慣れない段ボール・たくさんの新しい商品がある
- 不審な郵便物やカタログ、高額な請求書などがある
- 見慣れない人物・事業者が出入りしている
- スマートフォン・携帯電話を手放さない
- 隠しごとが多くなった・いつもより口数が少ない・落ち着きがない
- 急に羽振りがよくなった・お金を使わなくなった など

変わったところがないか気をつけてみてほしいニャ



消費者トラブルや被害が疑われる場合は、さりげない声かけからゆっくり状況を聞き、「一緒に調べてみましょう」など、ご本人の意思を尊重しつつ身近な消費生活相談窓口にご相談ください。

消費生活課ホームページに詳細を掲載しています



募集中!!

お気軽にご参加ください!

くらしの経済講演会 in 厚木2022

参加
無料

- 内容 第1部 消費者被害の実態や賢い消費者になるための対処法
[出演] 消費者問題に取り組む Cの会
第2部 “笑撃的国際交流” 日米の家庭でのお金模様
[講師] パクンマクン氏
- 日時 令和4年2月3日(木) 14時から16時まで 受付 13時30分から
- 場所 厚木市文化会館 大ホール
厚木市恩名1-9-20 ※小田急小田原線「本厚木駅」下車 徒歩13分
- 定員 300名(事前申込・応募者多数の場合は抽選)
- 申込み 厚木市消費生活センター(電話 046-225-2155 または FAX 046-294-5801)へ
令和4年1月20日(木)までに氏名(参加者全員の氏名)、住所、電話番号(携帯可)をご連絡ください。
- 問合せ 厚木市消費生活センター 電話: 046-225-2155
神奈川県金融広報委員会(神奈川県消費生活課内) 電話: 045-312-1121 内線 2640



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)消費者教育推進グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>
Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>
Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506